

国民経済計算部会の審議状況について（報告）

1 部会の開催状況等

国民経済計算の作成基準の変更に係る部会審議は5回程度の開催を予定しており、これまで4回（平成26年10月1日、10月17日、11月26日、平成27年1月26日）開催し、今回は、平成27年3月11日に部会の開催を予定している。

なお、第1回から第3回の審議状況は、前回までの統計委員会で御報告済み。

2 部会における主な審議の状況

第4回目の部会では、「国民経済計算次回基準改定に向けた対応について」を議題として、審議が行われた。審議の主な状況については以下のとおり。

(1) 国民経済計算の次回基準改定と2008SNAについて

事務局から、「金融資産分類の改定」及び「金融機関の内訳分類の精緻化」について説明が行われた。委員等から主な意見・質問は以下のとおり。事務局案に対して反対意見は特になく、事務局案につき部会として了承された。

- ・ 定型保証の産出額の記録では、「債務肩代わり」が控除項目となるが、産出額がマイナスになることもありえるという理解でよいか。住宅ローン保証は大数の法則が働くと言えるか。
⇒「資金循環統計」の見直し方針と整合的に、住宅ローン保証については大数の法則が働く整理している旨、また景気変動によっては、住宅ローンを返済できず、債務肩代わりが発生し、個々の保証機関で見れば産出額がマイナスになることもあるかもしれないが、全体としてみれば産出額がマイナスとなるまでは至らないのではないかと思われる旨、回答。
- ・ サブプライム・ローン問題のような場合には債務肩代わりが大量に発生し産出額がマイナスになることもありうると思われる。東日本大震災発生時における非生命保険の対応と異なるのか。
⇒東日本大震災については、現行の我が国国民経済計算（JSNA）では、2008SNAにおける非生命保険に係る壊滅的な損失の場合の取扱いに関する勧告に沿って、地震保険の保険金を、非生命保険会社から保険契約者に対する経常移転ではなく資本移転として扱っている旨、また定型保証について実際そのような問題が発生した場合の対応は、実務の中で事案に応じて適宜検討・判断していく旨、回答。

その後、事務局から、第13回部会で結論が持ち越しとなっていた「私立学校の制度部門上の位置づけ」について改めて説明が行われた。委員等からの意見・質問は以下のとおり。事務局案については、2008SNAにおける市場・非市場の区分の考え方に沿ったものである一方、教育という特定のサービスに係る市場と非市場の区分の考え方について意見が大きく分かれたため、次回基準改

定では見送り、必要に応じて次々回の基準改定に向けた機会に再度議論する、ということでした。

- ・我が国では国公立学校と私立学校の提供するサービスには共通な部分が多いにも関わらず、JSNA における教育の産出額の計測が、国公立学校の場合は費用積上げ、私立学校の場合は授業料と互いに異なり、国公立の場合は教員の人件費が付加価値に直接カウントされる一方で私立の場合はそうならない、という点に違和感がある。こうした取扱いの違いは一般のユーザーには受け入れられにくいのではないか。
- ・2008SNA に忠実に従えば事務局案の整理となることは理解できる一方で、SNA マニュアルは重要な基準ではあるものの各国は実態に応じて柔軟な対応をとれるものであり、「50%基準」も十分条件ではなく、必要条件ではないかと思われる。
- ・高等学校等就学支援金について授業料等で計測される産出額に含めるといふ事務局の提案は工夫されていると思うが、補助金で機関に渡すのか、家計に直接渡すのかは実態上大きく変わらないため、経済的効果が同じであれば、同様の取扱いにすることが適当ではないか。
- ・産出額について市場価格での評価を厳密に行うことが SNA 体系の中でも重要な概念の一つであり、各国が柔軟に対応しすぎると国際比較の面で却ってユーザーに混乱が生じる。個々の学校単位ではともかく、国公立学校全体と私立学校全体として捉えた場合には、経済活動に違いがあると言えるのではないか。教育について国際比較可能性が下がるという点についても、個別の財・サービスの比較は SNA だけではなく、より詳細な業界統計を用いて行うものであり、SNA としては体系全体の整合性を重視すべき。
- ・私立学校を市場生産者とした場合の国公立大学と私立大学の産出額の違いは、研究開発のウェイトが国公立大学では高いことで説明ができるのではないか。
- ・50%基準は必ずしも常に守らなければならないということではないが、日本の私立学校の場合は 70%もあり、50%よりも明らかに高く、また、一時的ではなく一貫して 50%を大きく上回っている。
- ・国公立学校と私立学校で産出額の計測方法が異なるという点も見かけ上に過ぎない。現在の統計体系の下では作成は困難であるが、仮に生産者価格から生産物に課される税を控除し補助金（私立学校の場合は私学助成）を加算した基本価格ベースで比較するというのであれば一定の理解は得られると考える。
- ・以上の議論を踏まえ、部会長代理から、
 - 私立学校の位置づけを現行の非市場生産者（NPISH）から市場生産者（非金融法人企業）に変更するという事務局案については、国際基準である 2008SNA における市場・非市場の区分の考え方に沿ったものであり、また、政府関係諸機関に関する現行 JSNA の取り扱いとも整合的なものであ

り、JSNA の体系全体として国際比較可能性に資するものではある。

- 一方で、事務局案に対しては、複数の委員から、教育という特定のサービスについて、その供給主体が民間か公的かによって結果として産出額計測の在り方が異なることになるという点について懸念が表明され、意見が大きく分かれた。このため、本部会の意見としては、次回基準改定においては本事項への対応は見送ることとし、必要に応じて、次々回の基準改定に向けた作成基準の変更の機会に再度議論するとする。

との取りまとめがあり、了承された。

以上

SNA 部会の開催予定と審議事項

回数	開催時期	主な審議事項
第 13 回 (開催済み)	平成 26 年 10 月 1 日	○次回基準改定と 2008SNA(概要) ○経済活動別分類、制度部門別分類の改善
第 14 回 (開催済み)	10 月 17 日	○生産に貢献する非金融資産の範囲の拡充 ・研究・開発(R&D)の資本としての記録 ・兵器システムの資本としての記録 ・非金融資産分類の拡充・細分化
第 15 回 (開催済み)	11 月 26 日	○金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充 ・雇用者ストックオプションの記録 ・企業年金の年金受給権に係る記録の改善 ○一般政府部門に係る記録の改善
第 16 回 (開催済み)	平成 27 年 1 月 26 日	○金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充 ・金融資産分類の拡充・細分化 ・金融機関の内訳項目の精緻化 ○制度部門別分類の改善 ・私立学校の制度部門上の位置づけ
第 17 回	3 月 11 日	○答申案 等